

今後の町立幼稚園及び小・中学校のあり方 (原案)

令和6年〇月策定（作成）

湯河原町教育委員会

目 次

	ページ
はじめに	1
今後、湯河原町がめざす教育	2
1 幼稚園の教育	2
2 小学校・中学校の教育	2
子どもたちにとってのよりよい教育環境	4
1 活力ある幼稚園及び小・中学校	4
2 魅力ある教育、幼稚園及び小・中学校	4
適正規模・適正配置	7
1 幼稚園	7
2 小学校	8
3 中学校	11
4 スケジュール	12
(参考資料)	
湯河原町立小・中学校の児童生徒数の推計	14
湯河原町立小・中学校の児童生徒数の推計（棒グラフ）	15

は じ め に

【検討開始の経緯】

本町では人口減少に伴い、児童生徒数及び学級数が減少しています。特に平成 30 年度を境に児童数の減少が顕著となり、今後もこの傾向は続くと考えられます。

また、学校施設の整備においては、湯河原町学校施設長寿命化計画に基づく整備方法の検討も求められていたところです。

このため、本町の子どもたちにとって、より良い教育環境を整備するため、令和 3 年 7 月から幼稚園を含めた小・中学校における学校規模の適正化や学校の適正配置の検討をはじめ、1 年後の令和 4 年 8 月、「学校施設の適正配置に関する考え方」を策定いたしました。

【策定（作成）の経緯】

「今後の町立幼稚園及び小・中学校のあり方」策定の基本的な考え方となる「学校施設の適正配置に関する考え方」が策定されたため、令和 4 年 10 月から同年 12 月まで 3 か月間をかけて、町立学校教職員、町立学校保護者、本町内自治区役員、本町自治区別の地域住民を対象者として、当該考え方の内容説明と意見聴取を実施いたしました。

さらには、前述の内容説明と意見聴取への出席者が少ないことから、令和 5 年 8 月、「学校施設の適正配置に関する考え方」の意見聴取を、未就学児の保護者などを中心として、ホームページやスマートフォンを利用した意見聴取を実施したところです。

令和 5 年 9 月、「学校施設の適正配置に関する考え方」に対する意見等の聴取を終了し、既に聴取した当該考え方などに対する意見等を踏まえながら、同年 10 月から「今後の町立幼稚園及び小・中学校のあり方」の協議・検討をはじめ、この度、当該あり方の原案を作成いたしました。

【今後の検討】

今般、作成した「今後の町立幼稚園及び小・中学校のあり方」は、教育委員会で協議・検討したもので原案となります。

今後は、この原案をもとに、町総合教育会議、町議会常任委員会でさらに協議・検討を加え素案を作成後、「学校施設の適正配置に関する考え方」の策定時と同様に、町立学校教職員、町立学校保護者、本町内自治区役員、本町自治区別の地域住民を対象として、説明会並びに意見交換会などを実施する予定です。

将来に向けて人口減少が見込まれ、教育施設の長寿命化計画に基づく整備方法の検討が求められる中、9年後（2032年）の本町独自の学校教育の理念は次の3つを主体といたします。

- （1）教育基本法に基づき一定の学習水準を保ちつつ、児童生徒1人ひとりの個性を育成し、将来の目標に向けた学習を支援する。
- （2）児童生徒数の違いなどにより、町立学校間で差のない教育を提供できる環境を整える。
- （3）町民が共に生き、支え合う地域社会における生涯学習の基礎を培う。

1 幼稚園の教育

（1）基本的な考え方

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うものであり、自発的な活動としての遊びを主体とした学びを基本とします。

また、自立心、協同性、思考力の芽生えなど幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を教育課程の基本といたします。

幼稚園教育は、保育とは異なり学校教育のはじまりとして、学校教育法に規定する目的及び目標を達成するため、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うものであることも基本としているところです。

公立幼稚園では、これまでと同様に、所在する地域の自然を生かした遊びや学び、そして幼小連携学習などを通して園児の健全な心身の発達に努めます。

（2）公立幼稚園の役割

誰もが平等に、幼児教育を受けられるための公立幼稚園の役割は、幼児教育・保育の無償化により、従来とは変わってきているものと考えます。

しかしながら、本町地域において、配慮が必要な児童の受け入れは、小学校との十分な連携が可能な公立幼稚園が担うべきと考えます。

2 小学校・中学校の教育

（1）基本的な考え方

小・中学校は、児童生徒の人間として調和のとれた育成をめざします。

このため、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得し、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育みます。

また、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かし多様な人々との協働を促し「生きる力」を育成します。

(2) 情報化社会に対応できる教育

一般社会では、急速な情報化やグローバル化が進んでいます。また、学校教育の場においても、令和2年度には全ての児童・生徒に1人1台の情報端末が整備され、このことにより学びの自律化・個別化、学びの探究化・STEAM化¹が求められています。

このため、主体的に向き合い、よりよい社会の創り手となるための力を持つ児童生徒を育むため、引き続き児童・生徒1人1台の情報端末の整備を維持し、誰ひとり取り残さない学びの環境の整備に努めます。

(3) 地域とともにある学校づくり

学校は、古くから所在する地域に根差し、地域とともに成長し、地域住民のご支援とご協力、そして見守りにより運営してまいりました。

湯河原町教育大綱の目標は、「生涯を通じて学び豊かな心を育むまちづくり」としており、この目標を達成するために4つの基本方針を掲げ、そのひとつに、「学校、家庭、地域が連携を深め協働する教育環境の醸成」を掲げているところです。

これは、学校、家庭、地域が相互に連携・協力して子どもたちの健やかな成長を支援していくため、開かれた学校づくりを進め、地域全体で子どもたちの成長を見守っていくことを示すものです。

さらには、学校支援ボランティアの活用や青少年団体、スポーツ団体など幅広い参画を得て、今までにも増して、学校を核とした地域づくりを推進するため、学校運営協議会(コミュニティスクール²)の充実に努めます。

(4) 学びの多様化学校³、小規模特認校⁴、小中一貫教育校⁵

本町の児童・生徒数は、令和5年5月1日現在、児童数697人、生徒数428人と神奈川県西部8町の中で3番目に多い児童・生徒数です。

本町に限ったことではありませんが、毎年度一定数の児童や生徒が長期欠席者(本件においては年間80日以上欠席者)となることも事実です。令和4年度においては、小学校で約2.3パーセント、中学校で約6パーセントの児童・生徒が長期欠席者となっております。

このような中、本町では誰ひとり取り残さず、児童生徒1人ひとりの個性を育成し、将来の目標に向けた学習を支援するため、学びの多様化学校、小規模特認校、小中一貫教育校のいずれかの設置に向けて、それぞれの本町における教育効果などを調査、研究します。

¹ 【STEAM】 科学、技術、工学・ものづくり、芸術・リベラルアーツ、数学の5つの言語の頭文字を組み合わせた教育概念

² 【コミュニティスクール】 学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組み

³ 【学びの多様化学校】 不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると認められる場合、文部科学大臣が法律に基づき指定した学校

⁴ 【小規模特認校】 学校選択制の一種であり、特定の学校について、通学区域に関係なく、町内のどこからでも就学が認められる学校

⁵ 【小中一貫教育校】 小学校と中学校の教育課程を調整し、一貫性を持たせた体系的な学校

児童・生徒が一定の集団の中で、多様な考え方に触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、1人ひとりの資質や能力を伸ばし、社会性を身に付けられることが重要であると考えます。

1 活力ある幼稚園及び小・中学校

本町における活力ある学校とは、次に掲げる事項などができる学校といたします。

- (1) 子どもたちが相互に刺激し合い、学級や学年の活気を引き出すことができる学校。
- (2) 子どもたちが様々な友達と触れ合うことで、人間関係を豊かにするとともに、1人ひとりのコミュニケーション能力が育つ学校。
- (3) 音楽の合唱・合奏や体育の球技などの学習が、町立学校間で差がなく経験できる学校。
- (4) 学級間の協力があり、良い意味での競争意識を育てることができる学校。
- (5) 他学年交流が可能で、上級生が下級生の手本となるように意識し、努力することができる学校。

2 魅力ある教育、幼稚園及び小・中学校

本町における魅力ある湯河原の教育、幼稚園、小学校及び中学校とは、次に掲げる事項が行われているものといたします。

- (1) 小・中学校の連携を生かした本町独自の教育メソッド（方法）を実施している。
 - ① 外国語教育の推進を図るため、令和元年度より町立幼稚園、保育園の入園時から中学校卒業までの期間、ALT⁶（アシスタント・ランゲージ・ティーチャー）を配置した英語教育を実践し、生きた英会話指導に力を注いでいる。
 - ② 「人と人とが関わりながら生きていくために」をテーマとする湯河原町発生の教育メソッド『ACT⁷』（アート・コミュニケーション・トレーニング）を、小学校5年生から中学校3年生まで5年間継続的に学習し、コミュニケーション能力を体得し、他者との違いを認める人権意識を深めている。

⁶ 【ALT】 外国語指導助手

⁷ 【ACT】 「人と人とが関わりながら生きていくために」をテーマとするコミュニケーション教育

(2) 地域との連携を図り、体験学習が充実している。

- ① 地域の協力を得て、海と山に囲まれ、自然の恵みの多い湯河原の特色を生かした体験学習を充実する。
- ② 地域の協力を仰ぎ、歴史ある町の伝統文化に触れる。

(3) 学校給食の提供を推進している。

- ① 幼稚園においては、給食提供を検討する。
- ② 小学校においては、自校方式による給食提供を堅持する。
- ③ 中学校においては、自校方式による給食提供を実施する。

(4) 時代に沿った教育等のあり方を実践している。

① 幼稚園

少子化や子ども・子育て支援制度の充実に伴い、共働き家庭がより増加すると、保育時間が長く、給食のある保育所などの需要が高まると予測されるため、保育所との差別化を明確にしながら、預かり保育の充実など多様化するニーズに対応したサービスの充実を図る。

② 小学校及び中学校

教育格差をまねくことの無いよう学習指導・学習支援を充実させるとともに、GIGA スクール構想⁸の実施に伴う更なる ICT 教育の推進を図る。

(5) 安全・安心な学校づくりができています。

2013 年の生徒に関する事案を決して忘れることなく、また、風化させることなく、学校、家庭、地域及び関係機関との連携を図りながら、子どもたちの道徳性を育成し、人権尊重理念の正しい理解を深め続ける。

(6) 本町の教育ビジョンに沿った教員研修が充実している。

- ① 町の教育目標である「生涯を通じて学び豊かな心を育むまちづくり」の具現化のひとつとして、教職員の自己研鑽を支援する。
- ② これにより、教職員が湯河原町に赴任すると「教員としての資質を向上できる」と認識し、その成果を児童生徒に還元する。

(7) 支援教育が充実している。

- ① 就学相談による児童生徒の状況把握に努めるとともに、町立の幼保小中において、発達に応じた丁寧な教育活動を継続する。
- ② 障がい児介助員を継続的に配置し、園・学校生活のサポートや教育補助を充実する。
- ③ 小学校内に発音やことばについて個別指導をする「ことばの教室」（通級指導教室）を継続して設置し、言語指導の充実を図る。

(8) 長期欠席者への対応ができています。

- ① 教育支援教室(旧適応指導教室)を継続的に配置し、将来の自立に向けた生活指導・学習指導を粘り強く行う。
- ② 多様な学びを支援できる仕組みづくりを検討する。
- ③ 学業の悩み事を子ども自らが発信し、相談する方法を整え指導する。

⁸ 【GIGA スクール構想】 多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育 ICT 環境を実現する

(9) 学校、家庭、地域の連携が充実している。

- ① 学校が児童生徒の変容情報を家庭、地域に提供し、学校と家庭、家庭と地域が連携し、問題解消に向け取り組む。
- ② 子どもが家族以外の大人と接することを通して、自分を見守り支援してくれる大人が地域に存在することを知り、生きる支えとなることを推進する。
- ③ 自宅での日常生活様式が一般常識とかけ離れていないかどうかを、子ども自身が気づけるように、周囲とのコミュニケーションが密になる環境を整える。
- ④ 地域が学校の様子がわかるように取り組み、地域に開かれた学校を目指し、学校が積極的に地域との交流を図る。

(10) 既存の学校の特色を生かす。

地域に根付いた学校経営の利点を確認し、継承する。

適正規模・適正配置

学校の規模については、学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）において、「学級数は 12 学級以上 18 学級以下を標準とする。」と規定されています。

学校の配置については、平成 27 年 1 月 27 日付け文部科学事務次官通知「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引きの策定について」及び義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令（昭和 33 年政令第 189 号）において、「通学距離が、小学校にあってはおおむね 4 キロメートル以内、中学校にあってはおおむね 6 キロメートル以内であること。」とされています。

湯河原町の地形及び居住地域の状況などから考えると、前述のような基準や考え方は、本町における今後の学校規模や学校配置を考える上で、合理性があると考えられます。

適正な規模を確保することは、学級替えや学級を超えた多様な学習活動を可能とするとともに、同学年に複数の教員を配置することができます。さらに、これらは本町のめざす「活力ある学校」へもつながります。

1 学級あたりの児童生徒数は、少人数の方が細かな対応ができるとは考えますが、一方で、友達関係が固定されるなどの問題もあります。

このため、1 学年あたりの学級数は、幼稚園及び小学校においては、2～3 学級、中学校においては、4～6 学級が適切であると考えます。

1 幼稚園

(1) 適正な規模

1 学年あたりの学級数	1 学級あたりの児童数
2～3 学級	30 人（最小 15 人）

(2) 現 状

各学年 1 学級となっており、さらには、1 学級あたりの人数は、10 人以下となっているところです。

（令和 5 年 5 月 1 日現在）

園 名	年 少		年 長		計	
	園児数	学級数	園児数	学級数	園児数	学級数
福浦幼稚園	6 人	1	5 人	1	11 人	2

(3) 適正配置となるための案

今後も少子化が進むことが予想される中、未就学児の子育て環境は保育ニーズが高く、適正な規模という点から判断すると、福浦幼稚園の運営を維持することは難しいと考えます。

しかしながら、地域と連携した体験学習、小学校との連携教育など園児の健全な心身の発達に寄与する教育活動を実施していること、公立幼稚園としての役割を果たす必要があることなどから考えると、今後も公立幼稚園として運営していくべきと考えます。

その際には、3歳児保育、長期休業中の保育、預かり保育時間の延長、給食実施など、実施可能なサービスから充実を図る必要があります。

2 小学校

(1) 適正な規模

全体の学級数	1学年あたりの学級数	1学級あたりの児童数
12～18 学級 国と同様	2～3 学級	35 人（最小 18 人）

(2) 現 状

全体の学級数が 12～18 学級の学校は、湯河原小学校と吉浜小学校の 2 校となっています。また、1 学年あたりの学級数が 2～3 学級の学校も、湯河原小学校と吉浜小学校の 2 校となっています。

東台福浦小学校は、全学年が 1 学級であり、1 学級あたりの児童数は低学年において、10 人前後の状況となっています。

小学校児童数等一覧

(令和 5 年 5 月 1 日現在)

学 年	湯河原小学校		吉浜小学校		東台福浦小学校		合 計	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
1 年生	42 人	2	48 人	2	6 人	1	96 人	5
2 年生	44 人	2	41 人	2	11 人	1	96 人	5
3 年生	40 人	2	42 人	2	9 人	1	91 人	5
4 年生	50 人	2	54 人	2	18 人	1	122 人	5
5 年生	41 人	2	57 人	2	20 人	1	118 人	5
6 年生	60 人	2	76 人	2	20 人	1	156 人	5
合 計	277 人	12	318 人	12	84 人	6	679 人	30
支援級	6 人	2	10 人	4	2 人	2	18 人	8

(3) 今後の推計

令和 11 年 4 月の児童数の見込みによると、全体の学級数が 12～18 学級となる小学校はありません。また、1 学年あたりの学級数が 2～3 学級となる小学校もありません。

東台福浦小学校では、1 学級あたりの児童数が 6～14 人となっています。町内全ての小学校が規模の小さな学校となります。

小学校児童数等一覧（推計）

（令和 11 年 4 月 1 日見込み）

学 年	湯河原小学校		吉浜小学校		東台福浦小学校		合 計	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
1 年生	33 人	1	27 人	1	7 人	1	67 人	3
2 年生	37 人	2	31 人	1	6 人	1	74 人	4
3 年生	31 人	1	31 人	1	10 人	1	72 人	3
4 年生	39 人	2	32 人	1	14 人	1	85 人	4
5 年生	39 人	2	36 人	2	11 人	1	86 人	5
6 年生	37 人	2	31 人	1	11 人	1	79 人	4
合 計	216 人	10	188 人	7	59 人	6	463 人	23
支援級	—	—	—	—	—	—	—	—

(4) 適正配置となるための案

現在の小学校施設は、東台福浦小学校を除き、人口の増加や高度経済成長期である昭和 40 年代から 50 年代にかけて整備され、既に建築後 50 数年が経過し、児童数を推計している令和 11 年には、建築後 60 年を経過する校舎等が出てまいります。

また、令和 11 年 4 月の推計児童数は、湯河原町全町で 1 学年から 6 学年まで、全ての学年が 90 人以下の児童数となります。

これらのことから、9 年後（令和 14 年、2032 年）の小学校は、現状どおりの配置とせず、統合をするという前提のもとでシュミレーションをしました。

① 2 校とする場合

通学区域に配慮した考え方のもと、湯河原小学校区で 1 校、吉浜小学校と東台福浦小学校を統合し、当該 2 校の学区で 1 校の 2 校とした場合、全体の学級数が 12～18 学級となる学校はありません。2 校とも、全体の学級数が 11 学級以下の規模の小さな学校となります。

また、1 学年あたりの学級数が 2～3 学級となる学校もありません。2 校とも、1 学年 1 学級の学年と 2 学級の学年が混在することとなります。

なお、1 学級あたりの児童数では、2 校とも最小児童数を満たしていません。

これらのことから、2校とする場合、2校とも、1学年あたりの学級数が少ないことなどから、学習、学校運営、学級運営などで様々な支援が必要となります。

小学校を2校とする場合の児童数等一覧（推計）

（令和11年4月1日見込み）

学 年	湯河原小学校区		吉浜小学校・東台小学校区		合 計	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
1年生	33人	1	34人	1	67人	2
2年生	37人	2	37人	2	74人	4
3年生	31人	1	41人	2	72人	3
4年生	39人	2	46人	2	85人	4
5年生	39人	2	47人	2	86人	4
6年生	37人	2	42人	2	79人	4
合 計	216人	10	247人	11	463人	21
支援級	—	—	—	—	—	—

② 1校とする場合

湯河原小学校、吉浜小学校及び東台福浦小学校の3校の学区を統合し全町で1校とした場合、全体の学級数が12～18学級となる学校となります。また、1学年あたりの学級数は、2～3学級となる学校となり、1学級あたりの児童数は、24～34人となります。

これらのことから、1校とする場合は、学習、学校運営などにおいて、多様な教育活動を行うことができる学校となります。

小学校を1校とする場合の児童数等一覧（推計）

（令和11年4月1日見込み）

学 年	1 組		2 組		3 組		合 計	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
1年生	34人		33人				67人	2
2年生	25人		25人		24人		74人	3
3年生	24人		24人		24人		72人	3
4年生	29人		28人		28人		85人	3
5年生	29人		29人		28人		86人	3
6年生	27人		26人		26人		79人	3
合 計	—	—	—	—	—	—	463人	17
支援級	—	—	—	—	—	—	—	—

③ まとめ

小学校を2校とする場合は、2校とも、適正配置・適正規模で考える学校より小さな規模の学校となります。

小学校を1校とする場合は、適正配置・適正規模で考える学校の規模となります。

適正配置については、将来に向けた各地域の人口状況などを踏まえて慎重に検討します。

3 中学校

(1) 適正な規模

全体の学級数	1学年あたりの学級数	1学級あたりの生徒数
12～18 学級 国と同様	4～6 学級	40 人（最小 20 人）

(2) 現 状

全体の学級数は、12 学級と適正な規模とされる学級数となっています。また、1 学年あたりの学級数も 4 学級と適正な規模とされる学級数となっています。

湯河原中学校生徒数等一覧

(令和5年5月1日現在)

1 年生		2 年生		3 年生		合 計	
生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数
146 人	4	126 人	4	141 人	4	413 人	12
						15 人	2

※ 下段は、支援級で外数。

(3) 今後の推計

令和11年4月の生徒数の見込みによると、全体の学級数が12～18 学級となる中学校ではなくなり、湯河原中学校は規模の小さな学校となります。

また、1 学年あたりの学級数が4～6 学級となる中学校でもなくなります。

1 学級あたりの生徒数は、31～33 人となり、全ての学級が最小 20 人とされる生徒数を満たしています。

湯河原中学校生徒数等一覧（推計）

（令和 11 年 4 月 1 日見込み）

1 年生		2 年生		3 年生		合 計	
生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数
98 人	3	99 人	3	94 人	3	291 人	9
						—	—

※ 下段は、支援級で外数。

（4）適正配置となるための案

令和 11 年 4 月の生徒数の見込みによると、令和 5 年 5 月より生徒数や学級数が減少するものの、1 学級あたりの最小生徒数の規模は満たされています。

また、本町には公立中学校が 1 校しかないことなどから、現状どおりに配置するべきと考えられます。

なお、小学校における「あり方」の検討結果によっては、適正配置について、再考する必要があると考えられます。

4 スケジュール

今般、「今後の町立幼稚園及び小・中学校のあり方」が策定されましたが、策定後、まず、在校生や在校生の保護者、教職員、今後入学予定の児童生徒やその保護者、地域住民への周知及び意見交換会の開催などに 1 年程度、新たな学校の目指す教育を具現化するための保護者、教職員、地域住民との協議、検討などに 1 年程度、その後、学校の基本構想の策定に 1 年程度、さらに基本設計及び実施設計に 1 年程度を要することなどを考えると、事業着手（工事着手）までには、最低 4 年は必要と考えられます。

また、併せて新築を含めたハード面と通学バスなどのソフト面など、多岐にわたる検討が必要と考えられます。

～～～ 参 考 資 料 ～～～

- 1 湯河原町立小・中学校の児童生徒数の推計
- 2 湯河原町立小・中学校の児童生徒数の推計（棒グラフ）

湯河原町立小・中学校の児童生徒数の推計

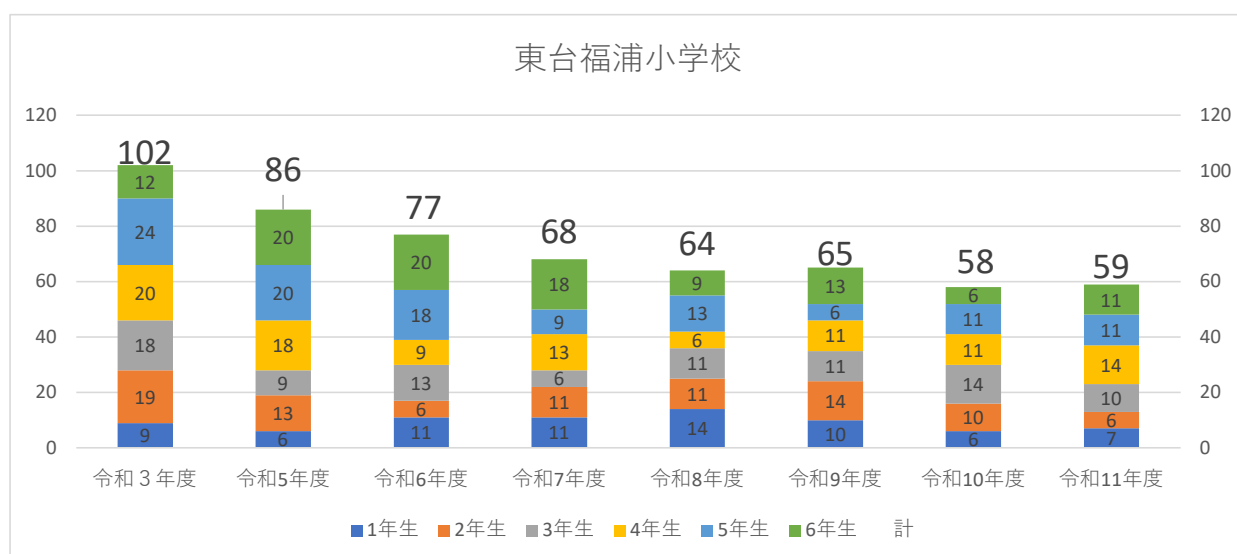
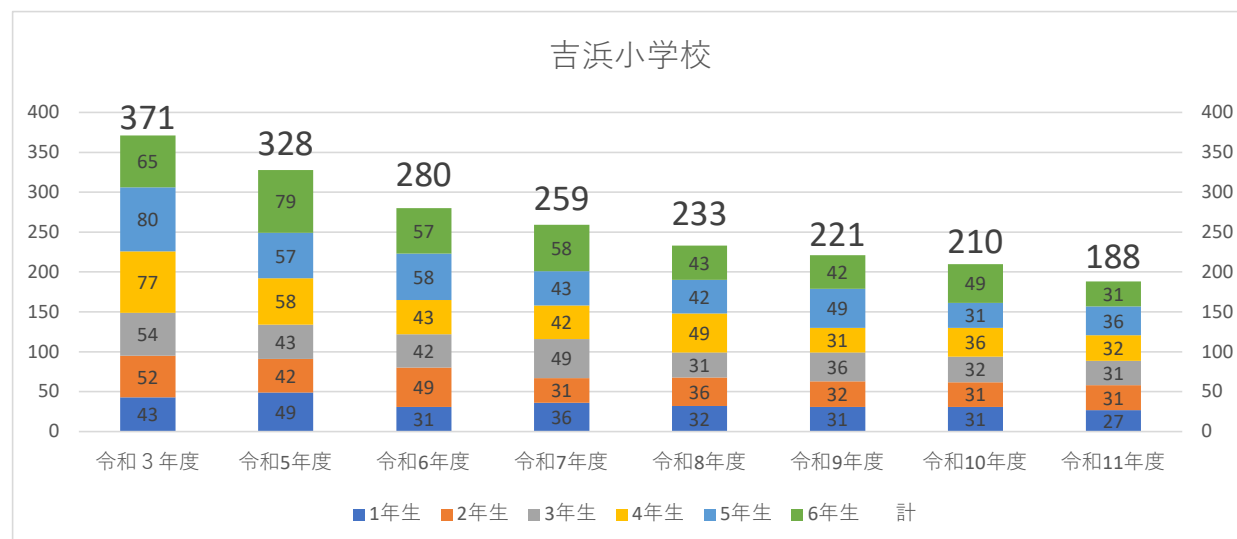
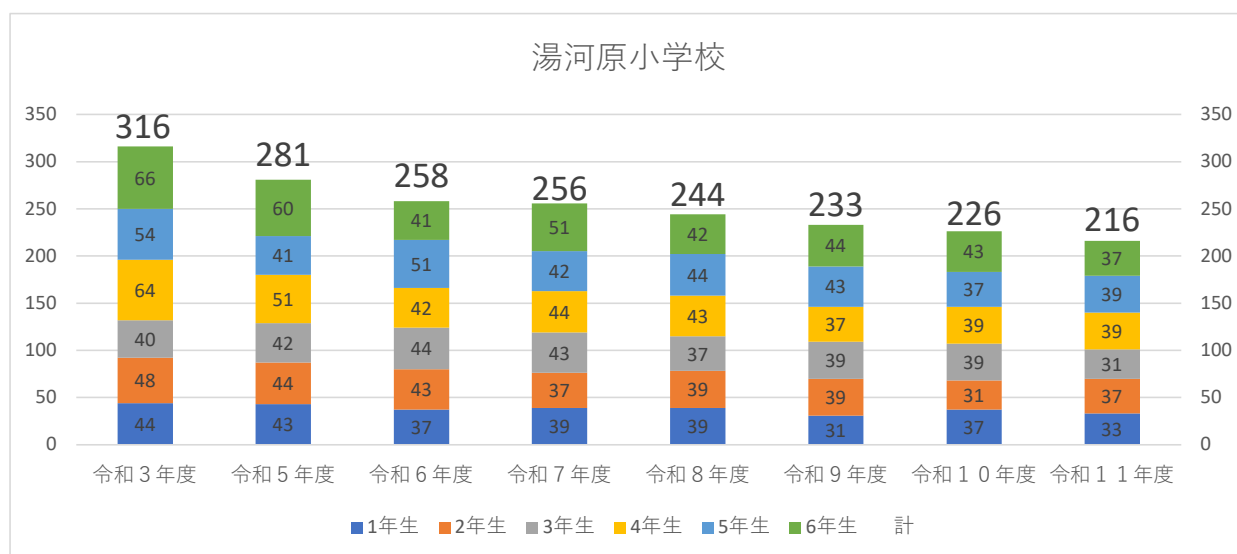
(単位 人)

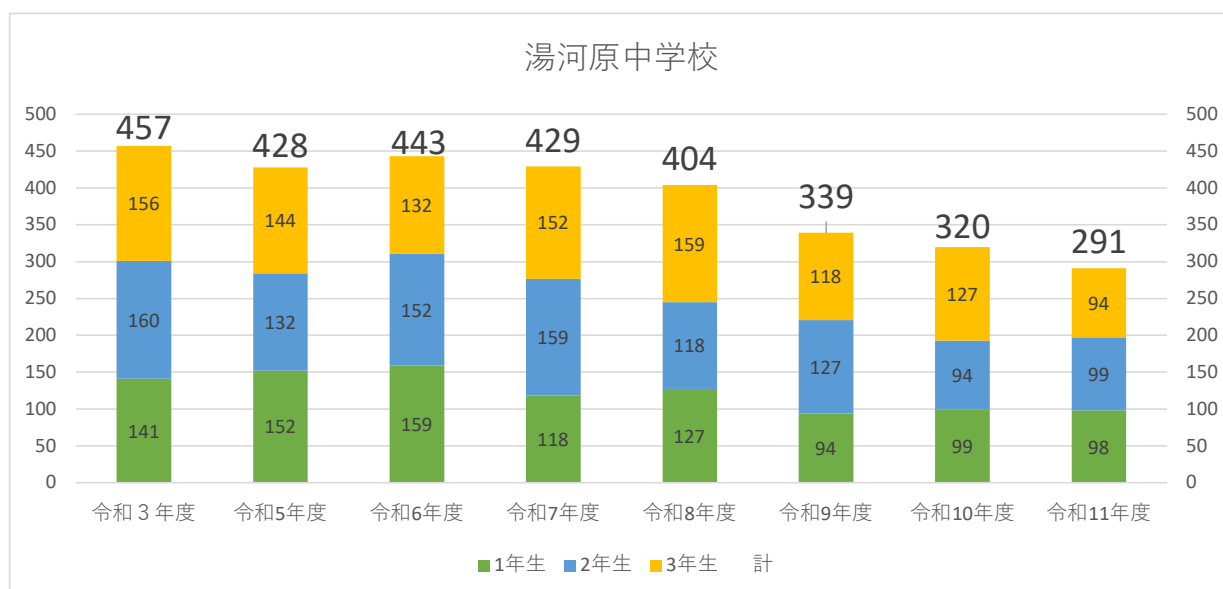
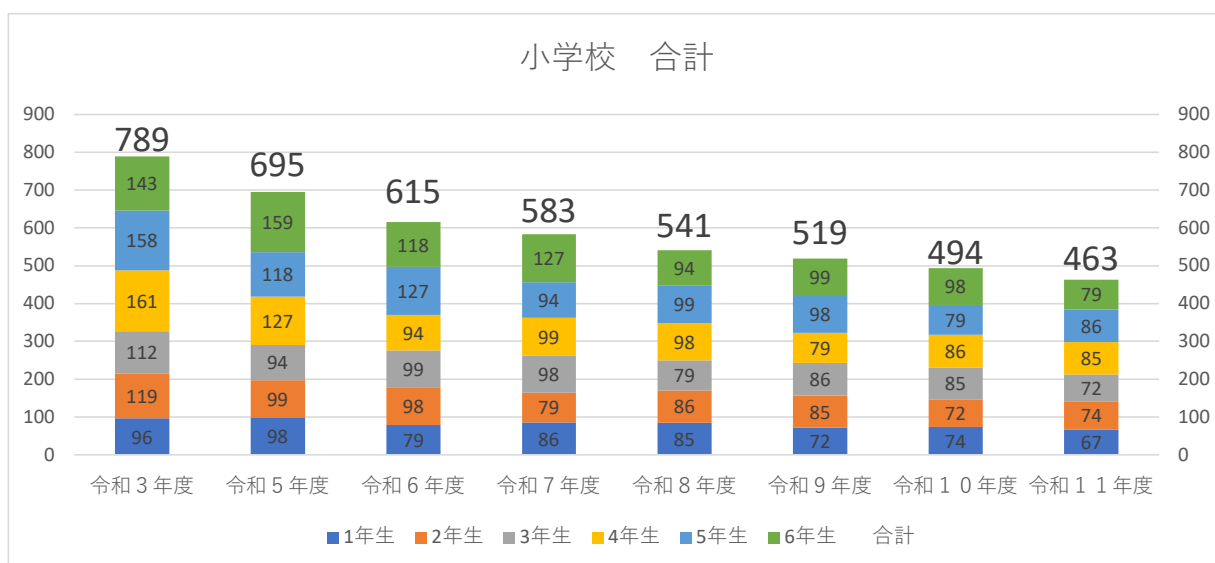
学校名等	学年	令和３年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
		2021年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年
湯小 河学 原校	1年生	44	43	37	39	39	31	37	33
	2年生	48	44	43	37	39	39	31	37
	3年生	40	42	44	43	37	39	39	31
	4年生	64	51	42	44	43	37	39	39
	5年生	54	41	51	42	44	43	37	39
	6年生	66	60	41	51	42	44	43	37
	計	316	281	258	256	244	233	226	216
吉小 学 浜校	1年生	43	49	31	36	32	31	31	27
	2年生	52	42	49	31	36	32	31	31
	3年生	54	43	42	49	31	36	32	31
	4年生	77	58	43	42	49	31	36	32
	5年生	80	57	58	43	42	49	31	36
	6年生	65	79	57	58	43	42	49	31
	計	371	328	280	259	233	221	210	188
東小 台福 浦校	1年生	9	6	11	11	14	10	6	7
	2年生	19	13	6	11	11	14	10	6
	3年生	18	9	13	6	11	11	14	10
	4年生	20	18	9	13	6	11	11	14
	5年生	24	20	18	9	13	6	11	11
	6年生	12	20	20	18	9	13	6	11
	計	102	86	77	68	64	65	58	59
小合 学 校計	1年生	96	98	79	86	85	72	74	67
	2年生	119	99	98	79	86	85	72	74
	3年生	112	94	99	98	79	86	85	72
	4年生	161	127	94	99	98	79	86	85
	5年生	158	118	127	94	99	98	79	86
	6年生	143	159	118	127	94	99	98	79
	合計	789	695	615	583	541	519	494	463
湯中 河学 原校	1年生	141	152	159	118	127	94	99	98
	2年生	160	132	152	159	118	127	94	99
	3年生	156	144	132	152	159	118	127	94
	計	457	428	443	429	404	339	320	291

※ 令和３年度及び令和５年度は４月５日前後での実数です。

※ 令和６年度以降は、令和５年４月１日時点での想定人数で、住基システムの学校区を基に集計しています。（指定校変更、区域外就学等の情報は反映していません。）

湯河原町立小・中学校の児童生徒数の推計





※ 令和3年度及び令和5年度は4月5日前後での実数です。

※ 令和6年度以降は、令和5年4月1日時点での想定人数で、住基システムの学校区を基に集計しています。（指定校変更、区域外就学等の情報は反映していません。）